第70回 制度政策委員会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成20年4月17日(木) 14:00~

場 所 先物協会会議室

議 題 1. 清算参加者要件の引上げと取引員経営について

2. 取次業への転換支援のための取組について

3. 取引システムに関する課題について

4. その他

以上

2008.4.17 制度政策委員会 資料 1

クリアリング機能の強化について

国内外の状況

【海外】

- 〇クリアリング機能に対する意識の高さ
- ○強固なクリアリング機能
 - ー清算参加者の財務能力、豊富な違約対策 財源、違約防止のためのリスク管理、クリ アリングハウスの強力な権限 等
- 〇リスク管理に対する要請の高まり 等

【国内】

- ○クリアリング機能に対する意識の低さ
- ○脆弱なクリアリング機能
 - ー清算参加者の財務能力の低さ、脆弱な組織体制・違約対策財源・リスク管理体制等
- 〇取引所とJCCHの役割分担等
 - 【+取引所における競争力強化の取組】

市場の信頼性の向上のためのクリアリング機能の強化が喫緊の課題

今次検討の基本枠組

我が国商品市場におけるクリアリング機能については、様々に改善すべき点はあるものの、カウンターパーティーリスクの遮断という基本的な機能・役割を一定程度既に果たしている。JCCH自体の実力、現在の市場環境、各取引所のルール設定の違い等に加え、今後の取引所間関係、クリアリングハウスに関する内外の動向が不透明なこと等を総合的に勘案する必要がある。こうした中で、以下の2点について速やかな対応が必要。

経営基盤の確立

<u>○組織・体制の整備</u>

- -経営陣の責任体制の強化
- 一職員構成(専門人材の確保・育成)
- ー清算参加者との意思疎通の強化 等

○運営財源の確保

ー少なくとも運営費をまかなうよう清算手数料 を引き上げ(1円/枚→数円/枚程度)

○経営方針の明確化

ー中期経営計画の策定 等

信用力の強化

○違約対策財源の確保

- 一決済不履行積立金の積み上げ (現在:7億円)
- -保険の活用 等

○清算参加者の資格要件の見直し

ー純資産額要件の引き上げ 等

〇リスク管理の厳格化等

一取引所との役割分担等を踏まえつつ、中期 的な視野であり方・体制を検討・整備 等

1. 清算参加者の財務要件(案)

① 自社清算資格の財務要件

平成21年度から

《取得基準》

・資本金 3億円以上・純資産額 20億円以上

《維持基準》

資本金 3億円以上純資産額 10億円以上純資産額規制比率 140% 以上

(注)「取得基準」とは、清算資格 を取得するために必要な基準を いい、「維持基準」とは、清算 資格者が常に維持をしなければ ならない基準をいう。

平成22年度から 維持基準を取得基準に合わせる。

• 純資産額規制比率

② 他社清算資格の財務要件

平成21年度から

50億円以上~100億円以上で、清算を受託することが可能な会社数を限定。

200% 以上

純資産額 50億円以上 5社まで純資産額 100億円以上 10社まで純資産額 200億円以上 制限なし

2. 円滑な移行を可能とする環境整備

「クリアリングハウスの経営基盤の確立」及び「違約対策財源の充実」に係る取組の実施時期について

				度上						度下-				平成22		第2回研究会資料の書
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度	年度		きぶり
1. 利益相反関係にない常勤の 代表取締役を置く			選任	委員会	(仮称)	設置]-		検 討	-		着任				平成20年度早期に選任委員会(仮称)を設置するなどし、検討を進め早急な着任を目指す。	平成20年度から実施
2. 有識者、清算参加者等の社 外取締役を相当程度置く		選任	-	達	任委員	会(仮	称) にお	ける検討	·逐次	拡大					平成20年度早期に社外取 締役を選任し、選任委員 会(仮称)における検討を 踏まえ、逐次拡大する。	平成20年度から実施
3. 専門知識、ノウハウ等を有す るプロパー職員の採用等						実	施					-			平成20年度中に実施	平成20年度から実施
4. 業務運営体制を再度、検証・ 評価し、必要な点に関し、見直し を行う等				東 証		-				_	焼き 枝	食証			平成20年度上半期に検証を 行い、見直しが必要な事項に ついては、その後速やかに実 施(その後も不断の見直し)	平成20年度上半期から 実施
5. 清算参加者との意思疎通等 を円滑に行うための仕組み		検討	†						実	施					平成20年度早期に検討 し、上半期から実施	平成20年度の早期から 実施
6. 清算手数料を少なくともクリアリングハウスの基本的な運営 費をまかなうことができる水準に引き上げること等								2	2. 5円	別き上け			完全等	実施	第2回研究会資料の方針に 従いつつ、平成20年度下半期から2.5円引き上げ3.5 円とし、平成21年度(年度当初)から完全実施	平成20年度から実施
7.「中期経営計画」を早急に作成	紀	全営改革 	推進会	議(仮称	()設置・	検討_			作	成		1	実	施	平成20年度早期に経営改革 推進会議(仮称)を設置し、検 討を開始する。平成20年度中 に作成し、21年度から実施。	平成20年度中に実施
8. スパン証拠金を導入する方 向でその詳細について検討し、 早急に結論を得る			検	討		結論	\					(5	実施時期は		右に同じ	平成20年度上半期に船 論を得る
9. 清算預託金のあり方を検証 し、必要な点について見直しを 行うため、早急に検討に着手						杉	計								平成20年度中に検討に 着手し、必要な事項か ら速やかに実施	平成20年度中に検討I 着手

「清算参加者の信用力の強化」及び「清算リスク管理のあり方等」に係る取組の実施時期について

				度上-					t20年					平成22	実施時期(案)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度	年度	X10241 X1 (XC)
財務基盤(財務要件)の見直し	· 1000 W/04	manus pisanah mi		anca nesa s		経 過	期間		1000 UMA D	ar terrasi dalam	150531 150011 E	70g Nove Burn	実	施	概ね1年程度の経過期間を設けることと し、平成21年度から実施
維持基準を取得基準に一致させる方向 で基準の見直し													見直し	実施	平成21年度中に規程類の見直しを行い、平成22年度から実施
その他の要件の検証・見直し						検証・	見直し					>			平成20年度中に検証・見直し
清算資格の要件に係る継続的なモニタリ ング						手続	整備						実	施	平成20年度中に手続きを整備し、新たな財務要件の実施と同時に実施
上場商品構成物品ごとに細分化された 清算資格の種類の見直し						検	討					>	その行	後実施	平成20年度中に検討に着手し、特段の支障がないと判断された場合には、清算預託金のあり方等の見直しに合わせ実施
他社清算が円滑に可能となるような環境の整備						検	討					-	その行	∌実施 →	平成20年度中に検討を行い、その後、 可能なものから速やかに実施
信用エクスポージャーの測定						体制图	を備・実力	包							毎日のリスクェクスポージャーの測定については、平成20年度中に体制を整備し実施。その他の課題・取組については、中期的な視野で研究を進める。
測定結果に基づく清算参加者の監視・管理															中期的な視野で研究

		平成	20年	度上	半期			平瓦	20年	度下	半期		平成21	平成22	実施時期(案)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度	年度	24401-144 (MIZ)
信用エクスポージャー測定を踏まえた違 約対策財源の検証					-										中期的な視野で研究
清算参加者の財務状況等の把握・管理						検	討					中期	経営計画に	反映	直ちに検討に着手し、可能なものから速やかに実施するとともに、検討結果のうち今後の課題となりうるものを平成20年度中に策定される「中期経営計画」に反映させる。
破綻対応手続に係る規定等のあり方						検	証								平成20年度中に検証
取引所における違約処理のあり方						検証	E·見直U					-			平成20年度中に検証・見直し
緊急融資枠のあり方								٠							不断に検証
トランスファーの活用						杉	計						実	施	平成20年度中に検討し、平成21年度より実施
支払不能のおそれがある場合におけるト ランスファー															中期的な視野で研究
ロス・シェア・ルール							見直し					-	実	施	平成20年度中に必要な規程類の見直し を行い、平成21年度から実施
現物の受渡						 	★ 討						-		平成20年度中に検討

取次業への転換支援のための取組について

- 1. 制度改善に係る要望(案)
- (1) 取次者について、金融機関 L G 契約による取引証拠金の預託猶予を可能とすること。 「要望先〕清算機構

取次者におけるキャッシュフローの効率化を図るため、金融機関との間でLG 契約を締結することにより、JCCHへの取引証拠金の預託猶予を受けることがで きるようにしていただきたい。

- * 商品取引所法・同施行規則及びJCCH証拠金規則では、取次者についても金融機関 LG契約による預託猶予ができる旨を規定しているが、JCCHの「取扱要綱」におい て清算参加者のみに限定している。
- (2) 取次者に対し、充用価格に係る電子データを提供されたいこと。

[要望先] 清算機構

取次者は、受託会員と同様に、預託を受けた充用有価証券について充用価格で管理(法定帳簿の作成、充用価格の洗替等)しなければならないため、JCCHが作成する価格表について電子データで取得できるようにしていただきたい。

- * JCCHとデータ提供元である東証との間の契約で清算参加者以外の電子データの第 三者利用を限定しているため、取次者は利用できない。(紙ベースの価格表から充用価格 を取得)
- (3) 充用有価証券の振替手続きを簡素化すること。

[要望先] 清算機構、㈱だいこう証券ビジネス

振替処理の迅速化を図るため、取次者と受託会員との間での充用有価証券の振替において、㈱だいこう証券ビジネスに提出する「口座振替依頼書」への押印を渡し方だけにするか、双方から別々の書類を提出することに改めていただきたい。

- *「口座振替依頼書」に渡し方・受け方双方の押印が必要なため、双方が遠隔地にある場合、迅速な処理に支障が生じる。
- (4) 事前交付書面に取次先受託会員の代表者氏名の記載を要しないこととされたいこと。 〔要望先〕主務省

取次先受託会員の代表者変更による事前交付書面(委託のガイド)の改訂を避けるため、省令第104条第1項第2号に規定する事前交付書面の記載事項から当該代表者氏名を削除していただきたい。

(5) 取次委託者に通知を要する事項について、取引所から直接、情報提供されたいこと。 〔要望先〕商品取引所

取次者は受託会員の一委託者であると同時に取次委託者を有する商品取引員でもあるため、取引所の変更事項等の適用が取次委託者にも及ぶ場合には取次委託者への迅速な通知が必要となることから、直接、取次者へ情報を提供していただきたい。

- * 既に要望提出済の事項(平成19年7月31日付け「市場の流動性向上に係る要望について」により、主務省に対し提出済)
 - (1) 純資産額規制比率の適用について

取次者への転換が経営の選択肢となるよう、一定の要件を満たす取次業態において 委託玉リスクを軽減していただきたいこと。

[提案] 取次者を「委託の取次ぎ」の契約主体としつつ、取次委託者の預り証拠金は 全額取次先取引員において取次委託者別に管理し、清算機関に預託することを要件 として、取次者における委託玉リスクを軽減することとされたいこと。

(2) I B制度の創設について

商品取引受託業に係るビジネスモデルの選択肢の一つとなりうるよう、また、専門性の高い業者等が商品先物市場への仲介を担うことによって多様な層からの市場参加を促進させるため、商品取引員資格を有しない市場仲介業者(IB=イントロデューシング・ブローカー)制度を創設していただきたいこと。

2. 協会の支援活動

取次業への転換を支援する環境整備を図るため、先物協会として以下の取組を推進する。

- ① 商品取引員に対し、取次者から受託することについての理解を求める。(取次ぎの受け皿づくり)
- ② 取次業への転換・参入を希望する社からの相談窓口を設ける。

以上

取引システムに関する課題(IT化戦略諮問部会における意見を基に整理)

1. 東工取次期システムの導入について

項目	問題点・検討課題等
新しい注文方法への対応	注文方法(注文の種類、約定条件)が現行よりも多様化・複雑化する。
	⇒①取引員社内及び顧客に対する十分な周知期間が必要。特に、既存客に対して十分な周知が不可欠。
	②東工取の説明会等では注文方法の表記は英語のみ(Limit Order, Market Order, Market to Limit
	Order 等)だが、そのままでは具体的な注文の種類、約定条件等が理解できない。統一的な日本語
	による表記(名称)が必要。
	③新しい注文方法で最初から 23 時まで取引するとなると、夜間の問い合わせに対応できない懸念が
	ある。
Market Order への対応(現行成行	価格を指定しない発注方法として、現行の成行注文が廃止され、"Market Order"が導入される。
注文の廃止)	*成行注文は全量約定されるまで当日の板に残るが、Market Order は約定されなかった残りはキャ
	ンセルされる。
	約定可能枚数だけ約定し残りはキャンセルとなる発注方法(Fill and Kill)と、全量約定しな
	ければすべてキャンセルとなる発注方法 (Fill or Kill) がある。
	⇒①対当する注文の有無はわかるのか。
	②発注してみないと約定するかキャンセルされるかがわからないとすると、ロスカット注文や建玉処
	分を確実に約定させるためにはどうすればよいか。(ISVの中には対当注文があるときに発注す
	るシステムを有しているものがあるとのこと。)
	③対委託者との関係は、発注して約定せずキャンセルされたら終り、でよいか。再度発注するか。(キ
	ャンセルされた場合に繰り返し発注することはしないようにとの取引所からの要請あり)

2. 取引時間の延長について

計算区域(1日の取引終了時刻)	東穀取の 17 時 30 分までの取引時間延長、東工取の 16 時 30 分からの夜間取引開始に伴い、同時間帯
の差異	に計算区域の異なる取引が行われる。
	このため、

項目	問題点・検討課題等
	①最終帳入値段による値洗損益のプール計算が困難になること、
	②翌日分(東工取)の建玉後、当日分(東穀取)の値洗いにより証拠金不足額が生じた場合の預託時
	限をどうするか、
	③法定帳簿における日付管理が複雑化する、
	等の問題が生じる。
	*本件については、4 月 14 日付け文書(別紙)により各商品取引所あてに計算区域の終了時刻の統一
	を要望した。
夜間取引における受注体制等	24 時間取引のターゲットは誰か。商品によっては夜間取引に対して産業界の反対が強い(ゴム)。
	商品特性に配慮した取引商品の限定、取引時間の設定が必要。

3. 東穀ザラバシステムについて

項 目	問題点・検討課題等								
付合せ方法	①特別気配時の基準値の更新間隔を2秒ごと、約定可能値段幅を上下10円としたことで、約定値段の								
	変動幅が従来より小さくなった。								
	②しかし、東穀取の付合せは以下の点において東工取とは根本的に異なるため、東工取よりも値が動く								
	可能性が残っている。								
	・先に受注した売成行注文に対し、その後受注した買指値注文が対当するときは、約定可能値段幅の								
	下限の値段で約定する。(売買が逆の場合も同様。東工取は買指値注文の値段で約定する。)								
	・注文単位ごとに約定させ、その約定した値段が新たな基準値となるため、上記の売成行注文が残っ								
	ている場合、基準値が10円下がり新たな約定可能値段幅の下限で対当する買指値注文が約定する。								
	(東工取は同値の買指値注文は、時間優先のうえで一括して指値で約定する。)								
トラブル発生時の情報伝達	会員への通知が迅速に行われないことがある。(プレス等第三者への説明等が会員より先行する等)								

以 上